

SNSコンテンツ制作及びプレスリリースサービスを活用したパブリシティ獲得業務

公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

阪神北県民局では、県政情報や地域の観光・イベント情報等をタイムリーに発信し、阪神北地域及び周辺地域の在住者に的確に届けるため、記者発表やホームページ、SNS、「県民だよりひょうご」など多様な媒体を活用した広報活動を行っている。

現状、県民局公式SNS（Instagram、X）は、投稿数・頻度を担保するため、各所属の広報担当者など複数職員が随時投稿する運用としている。今後、フォロワー数や閲覧数を増加させるため、動画やイラスト等を活用したより魅力的で分かりやすいコンテンツ制作を実施する。

また、記者発表は、管内新聞各社（支局等）への情報提供を行っている。今後、従来の記者発表を補完し、さらに各種情報に親和性の高いメディア等への発信を行うプレスリリースサービスを活用することで、パブリシティの獲得をめざす。

このため、本業務実施にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、委託する者を選定するため企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

SNSコンテンツ制作及びプレスリリースサービスを活用したパブリシティ獲得業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

2,112,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証原本を委託者に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

(6) スケジュール

令和8年2月25日（水） 募集要項等の公表・配布
3月2日（月） 質問書の提出期限
3月4日（水） 質問書に対する回答の期限
3月10日（火） 企画提案書等の提出期限
3月12日（木）～16日（月） プレゼンテーション審査
3月下旬頃 審査結果通知

3 応募資格

業務を委託するためのプロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

- ② 5(2)に掲げる必要書類（以下、「応募図書」という。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ※1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)～(4)の資格を満たさなければならない。

4 募集要項等の配布

- (1) 配布開始日
令和8年2月25日（水）
- (2) 配布方法
記者発表ホームページからダウンロード
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hnk01/press/20260224.html>

5 応募図書の提出等

- (1) 募集期間
令和8年2月25日（水）～令和8年3月10日（火）
- (2) 応募図書及び部数（規格は日本工業規格A4片面）
 - ① 応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
 - ② 提案者概要（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
 - ③ 企画提案書（様式3または任意の様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
 - (ア)別添「仕様書」に基づく企画提案とすること。
 - (イ)企画提案には、以下を必ず含むこと。
 - i)SNSコンテンツ制作業務にかかる「サンプルコンテンツ」（ハッシュタグ(#)を含む）
※別添「サンプルコンテンツ制作用投稿文案」に基づき1コンテンツを制作のうえ、提出すること。
 - ii)「サンプルコンテンツ」制作にかかる考え方
 - iii)プレスリリースサービスの選定案及び選定にかかる考え方
 - ④ 経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
 - ⑤ 誓約書（様式5～7）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - ⑥ 当該事業実施にあたっての管理体制・組織（任意の様式）・・・・・・・・・・10部
 - ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部
 - (ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類（提案者の概要がわかるパンフレット）
 - (イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類
（提出の日において発行から3か月以内のもの、コピー可）
※なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、誓約書（様式6）を提出すること
 - (ウ) 法人等に関する書類
法人登記簿謄本、定款又は規約等、役員名簿又はこれらに類する書類
（提出の日において発行から3か月以内のもの、コピー可）

(3) 提出先・期限等

① 提出先

兵庫県阪神北県民局総務企画室 中西あて

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

電話：0797-83-3117（直通） 電子メール：hanshi nksom@pref.hyogo.lg.jp

② 提出の方法及び期限

(7)持参又は簡易書留郵便により、上記(2)①～⑦の応募図書等(③(イ)ii)を除く)を令和8年3月10日(火)17:00(必着)までに提出すること。

なお、事前に上記(3)①まで電話連絡をすること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日9:00～17:00(12:00～13:00を除く)とする。

(イ)③(イ)ii)については、USBメモリに保存し、プレゼンテーション審査時に提出すること。

(審査の日時は別途通知)

(4) 募集要項等の内容に関する質問

① 募集要項等に関する質問

質問は電子メールで行うものとし、別添「質問様式」に記入の上、令和8年3月2日(月)17:00までに、上記(3)①まで提出する。なお、電子メール件名冒頭には「質問：SNSコンテンツ制作及びプレスリリースサービスを活用したパブリシティ獲得業務」の文言を入れること。

② 質問に対する回答

原則、令和8年3月4日(水)までに、当該質問者に対して個別に電子メールにより回答する。

なお、共通事項に関しては県HPにも掲載する。

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

必要書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。

(7) 応募図書の取扱い

県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(8) 応募図書の公表

応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

6 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目等について審査の上、業務を委託する者を選定する。必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。なお、審査はプレゼンテーションにより実施する(応募者へは別途、日時・場所などを連絡する)。

また、応募者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点(60点以上)を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該業者を契約候補者として決定する。

審査項目	審査内容	配点
SNSコンテンツ制作	事業目的・趣旨やターゲットを的確に理解した提案になっているか	20
	SNSフォロワー数や閲覧数の増加につながる提案になっているか	30
プレスリリースサービス	多様なメディアへの効果的な情報発信を行うことでパブリシティ獲得につながる提案になっているか	30
運営・管理体制	円滑に業務を遂行できる運営・管理体制であるか	10
業務実績	過去に類似業務の実施実績があり、提案した事業を実施するためのノウハウを持っているか	5
事業費	業務内容に見合った適切な価格設定になっているか	5

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に通知する。

7 委託契約の締結等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「当選者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について協議・調整を行う。この協議・調整によって、県と当選者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 当選者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び、業務実施後に実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 当選者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は当選者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、承諾を得ること。
- (5) 委託料の支払いは原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務遂行上必要と認められる場合は前金払を行うことができるが、業務完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還すること。
- (6) 当選者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (7) 契約は令和8年4月1日以降に締結する。ただし、令和8年度兵庫県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件企画提案募集及び事業実施について停止等を行うことがある。

8 事務局

兵庫県阪神北県民局総務企画室総務防災課 中西

電話：0797-83-3117（直通） FAX：0797-86-4379

電子メール：hanshi nksom@pref.hyogo.lg.jp